



特定電子メール法の改正案について

2008年5月16日

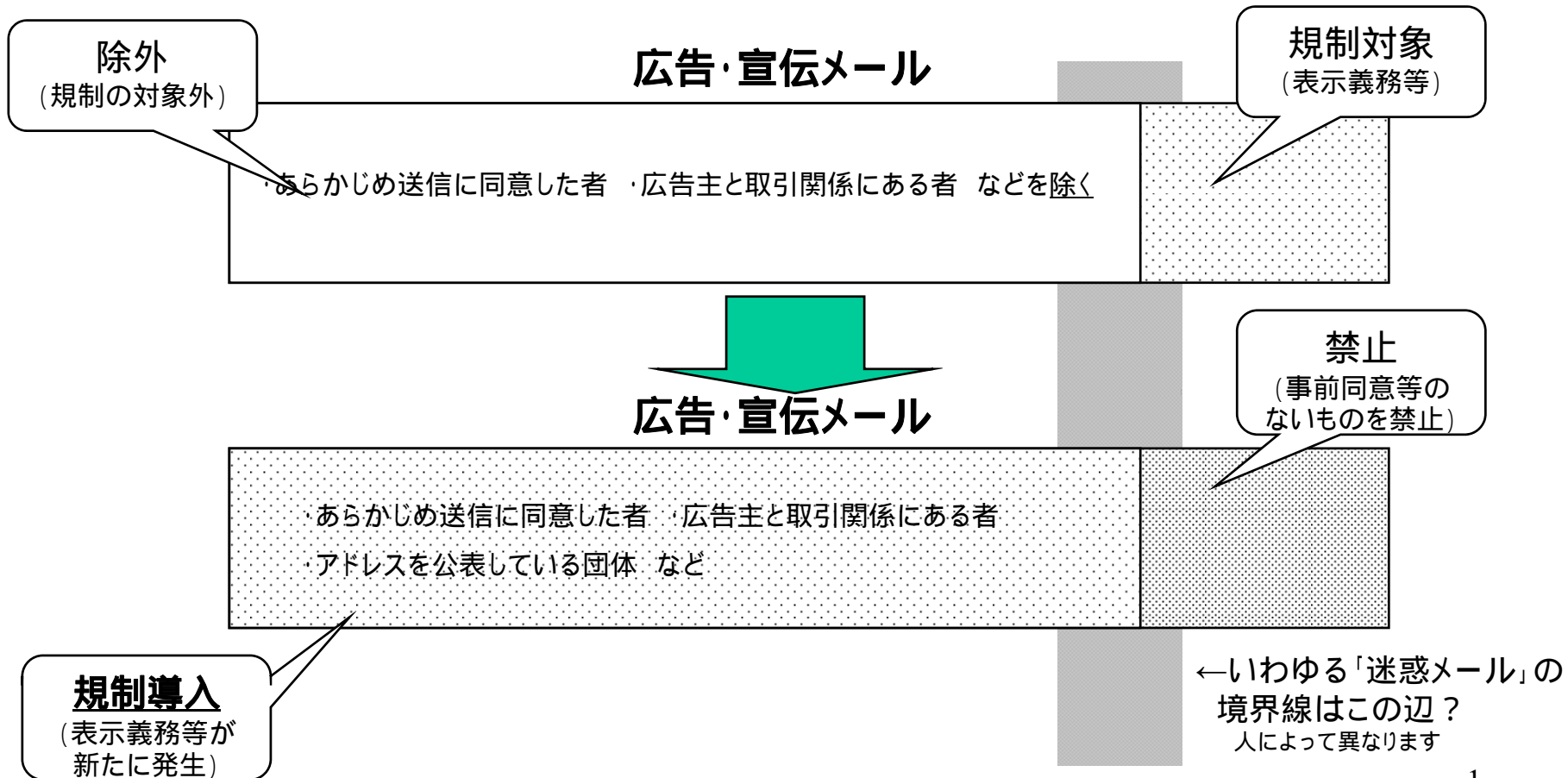
日本インターネットプロバイダー協会

理事 野口 尚志

社団法人 日本インターネットプロバイダー協会

対象の範囲が広がる

特定電子メール(法律が対象とする)メールの範囲(第2条)



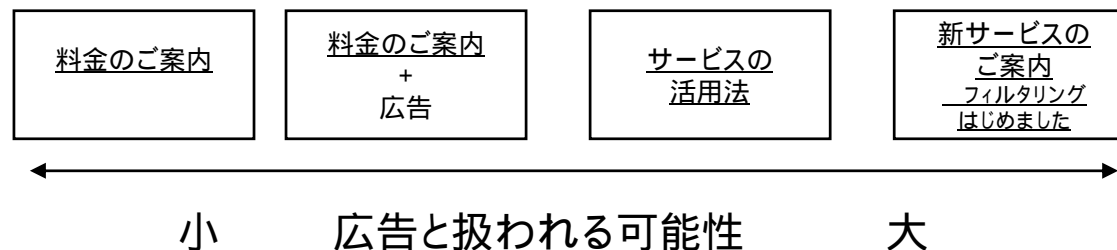
現場に懸念が広がる

ISP等自身も、顧客にメールを送信しているところ

会員向けのメールが新たに対象となるのではないか？

→取引関係があっても、表示義務、再送信禁止義務などが新たに課される

→広告と案内の境目



通信サービスの利用者向けの自社サービスの紹介(広告)には、セキュリティ啓発等につながるものも多い

明確なガイドライン等を要望

従来、顧客リスト(1リスト)だったところ、広告希望についても反映させるリストを整備する必要が新たに生じる(準備期間や周知啓発が必要)

現場に懸念が広がる(2)

取引関係の判断

→どの程度の取引があれば、取引関係といえるのか(見込み客等については、3条1項2号でカバー?)

→しばらく取引がない人は?

同意記録の保存義務

→メルマガ型広告の実施者の場合、同意保存義務が新たに負担となりうる

→省令の内容次第では、過重な負担となるおそれ

取引関係、メールアドレスの通知方法などについて、ガイドラインや周知啓発が必要

同意記録の保存義務については、相当な準備期間が必要

同意記録の保存期間について

現場に懸念が広がる(3)

ネットビジネス運営者は、通信事業者の利用者

→運営者から、問い合わせや要望などが寄せられる可能性

ガイドラインや問い合わせ先などの整備を要望

→エンドユーザからの苦情や問い合わせなども集中する可能性

同様に、一般利用者向けの周知啓発を要望

その他の要望

(役務提供拒否)

送信者情報詐称が明文の拒否理由になったことを歓迎
ガイドライン等の整備が必要

(送信者に関する情報提供)

現場では以下のような懸念

- ・ドメイン名を本名で登録するスパマーがいるのだろうか
- ・ドメインの登録者 = 送信者とは限らない
- ・メールアドレスも正当な送信者のものとは限らない
- ・IPアドレス→契約者情報(動的IPアドレスの場合)は、引き続き通信の秘密の保護を受け、本条に基づく提供ができないこと